



○公 告

長野県公債を定時償還するため、次のとおり抽せんします。

平成15年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 銘柄、償還額及び償還期日

銘 柄	償 還 額	償 還 期 日
平成5年度第2回公債	750,000 ^{千円}	平成15年3月25日
平成5年度第3回公債	960,000	平成15年4月25日
平成5年度第5回公債	330,000	平成15年5月23日
平成6年度第2回公債	660,000	平成15年3月25日
平成6年度第4回公債	1,419,000	平成15年4月25日
平成6年度第6回公債	801,000	平成15年5月23日
平成7年度第2回公債	960,000	平成15年3月25日
平成7年度第4回公債	1,623,000	平成15年4月25日
平成7年度第6回公債	300,000	平成15年5月23日
平成8年度第2回公債	999,000	平成15年3月25日
平成8年度第4回公債	1,239,000	平成15年4月25日
平成8年度第5回公債	296,000	平成15年5月23日
平成9年度第2回公債	945,000	平成15年3月25日
平成9年度第3回公債	615,000	平成15年4月25日
平成9年度第5回公債	109,000	平成15年5月23日

平成10年度第2回公債	690,000	平成15年3月25日
平成10年度第3回公債	510,000	平成15年4月25日
平成10年度第5回公債	377,000	平成15年5月23日

- 2 抽せん期日 平成15年2月3日(月)午前10時
- 3 抽せん場所 長野市大字中御所岡田178番地8
株式会社 八十二銀行
- 4 抽せん方法 コンピュータ使用によるせん数抽せん

財政改革課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

コンピュータウィルス対策用ソフト

トレンドマイクロ・エンタープライズ・セキュリティライセンス Jランク

ア ウィルスバスタークライアントライセンス 7,641ライセンス

イ Server Protect サーバライセンス 33ライセンス

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年2月14日

(4) 納入場所

企画局情報政策課

(5) 入札方法

価格の総額について行う。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成15年2月7日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年2月10日 午前11時

イ 場所 長野県庁本館入札室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第

143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

管 財 課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年1月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 南箕輪わくわくクラブ

3 代表者の氏名

堀 正 秋

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡南箕輪村4802番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、運動・スポーツ・カルチャー活動の普及推進に関する事業を行い、運動・スポーツ・カルチャーの振興を図るとともに、子どもからお年寄りの誰もが楽しめ、地域住民や青少年の健全な心身の育成を図り、地域住民の受

益者負担の精神と自主運営に基づいた地域社会全体の活性化を図るとともに、生涯スポーツ・カルチャー文化振興に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら梓川店
南安曇郡梓川村大字倭1874-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)しまむら
埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(株)しまむら
埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成15年8月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,328平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 76台
 - (2) 駐輪場の収容台数 4台
 - (3) 荷さばき施設の面積 23平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 37立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前10時から午後8時50分まで

8 届出年月日

平成14年12月27日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成15年1月27日から平成15年5月27日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー長野若里店

長野市若里3-22-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

京阪神不動産(株)

大阪府大阪市中央区瓦町4-2-14

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)ダイエー 内藤商事(株) (株)ビジョンメガネ 東京デリカ (有)ゼロワンプランニング (株)アストールほしの (株)きょうしん (株)シーポートカンパニー	開店時刻 午前10時 (年間20日 午前9時) 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後9時30分まで 〔年間20日 午前9時から午後9時〕 〔30分まで〕	午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更する年月日

平成14年12月21日

5 届出年月日

平成14年12月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年1月27日から平成15年5月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ南佐久店
南佐久郡八千穂村大字畑3804-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前	変 更 後
8	10

位置については、届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日
平成15年1月20日
- 5 届出年月日
平成14年12月20日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年1月27日から平成15年5月27日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤサンライン上田店

上田市大字芳田字寺田1513-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
2,997㎡	3,709㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
340台	313台

位置については、届出書に添付された図面のとおり

(3) 駐輪場の位置

届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前	変更後
330㎡	345㎡

届出書に添付された図面のとおり

(5) 廃棄物等の保管施設の位置

届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成15年8月20日

5 届出年月日

平成14年12月19日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年1月27日から平成15年5月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(株)パルコ松本店
松本市中央2-137-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)パルコ
東京都豊島区南池袋1-28-2
- 3 変更しようとする事項
駐輪場の位置
届出書に添付された図面のとおり
- 4 変更する年月日
平成15年8月21日
- 5 届出年月日
平成14年12月20日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年1月27日から平成15年5月27日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産 業 振 興 課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成15年1月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友岩村田店
佐久市大字岩村田字中宿807-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 廃止前の店舗面積の合計
3,142平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止する日
平成14年12月20日

産業振興課

平成15年(2003年)1月27日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



みんなのために 未来のために
NAGANO

思いやり 広がる人の和 地域の和

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570 (県庁専用番号)

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026(235)7061



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています